|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 措置決定（開始・変更・廃止）通知書（例）  番　　　　　　号  令和　年　月　日  　（被措置者）　　　様  ○○市（町）長    次のとおり老人福祉法(第10条の4第1項・第11条第1項)の規定による措置を決定したので、通知します。 | | |
| 被措置者氏名 |  | |
| 措置の種類 | １ 特別養護老人ホームへの入所  ２ 訪問介護の利用  ３ 通所介護の利用  ４ 短期入所生活介護の利用  ５ 小規模多機能型居宅介護の利用  ６ 認知症対応型共同生活介護の利用  ７ 養護老人ホームへの入所  ８ その他（　　　　　　　　　　　　　 ） | |
| 利用施設・事業所 | 所在地又は住所 |  |
| 名称 |  |
| 費用徴収額 |  | |
| 措置（開始・変更・廃止）年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 | |
| 決定理由 |  | |
| 備考 | | |
| 問い合わせ先  　　　　○○市（町）　地域包括支援センター  　　　　住所：○○市（町）　　　　　　　　　　　　連絡先： | | |

参考様式10

1　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，○○市（町）長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、○○市（町）を被告として(訴訟において○○市（町）を代表する者は○○市（町）長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。